

第4回 草津市協働のまちづくり条例検討委員会 議事概要

日時：平成24年11月16日（金）10：00～12：00

場所：草津市役所 8階大会議室

1. 開会

議事概要の内容について確認

2. 検討事項

■項目ごとの協議（基本的事項）

まちづくり協議会／基礎的コミュニティ／市民公益活動団体

○事務局

<資料説明（資料①②）>

○F委員

地域によって歴史や住民の属性などが異なっていて、まちづくり協議会が様々な姿を現してきているので、共通して最低限これだけは必要だということは盛り込んでいただきたい。個人情報の提供に関しては、まちづくり協議会側が対応できるかが疑問である。

○委員長

情報を提供することが可能であるということだけを謳っている。体制が整っていないからいりませんと言われれば提供されない。ただし、提供を受けられるような体制を持つ団体でなければまちづくり協議会の認定は受けられないという前提がある。

○I委員

町内会の加入について強制できないということであるが、大きな団地やマンションが建ったところが町内会・自治会に加入しない、設立されないというのが増えているのが気になっている。開発がされるときに市の方で加入を勧めるようにきちんと謳ってほしい。

○E委員

まちづくり協議会の構成団体にNPOを入れるかなど、どういう団体を構成団体にするか議論が必要である。NPOは地域を母体にせず、特定のテーマに基づいて広域で活動しているので、まちづくり協議会とは活動基盤が異なる。参加を妨げるものではないという形で十分ではないか。

○B委員

まちづくり協議会と基礎的コミュニティがどうして並列で書かれているのか。市は何を強調していきたいのか、論点がわからないので位置づけを教えてください。

○事務局

個人情報の件は、まちづくり協議会で敬老会等の事業を実施していただいているが、70歳以上の名簿をいただけないと事業が実施できないなど制限がある。希望があれば提供

するという制度は作っておきたい。

また、町内会は基礎的コミュニティの根幹なので様々な場を通じて、町内会の加入や設立にできるだけ取り組んでいきたいと考えている。空白地域がないようにしていきたい。まずは町内会をしっかり作っていただくのが一番大事で、その方々がまちづくり協議会に入っていただく、2つの段階に分けて考えている。

まちづくり協議会と基礎的コミュニティが並列で書かれているという質問については、基礎的コミュニティは、地域自治の根幹を担う組織であり、それ単独でも機能するものであることから別立てにしている。

○B委員

町内会はまちづくり協議会の下部組織なのか。

○委員長

1 構成団体である。しかし、町内会抜きでまちづくり協議会はできない。必須不可欠の部分であるが、町内会だけでもまちづくり協議会は成立しない。町内会のない地域もある。そこはまちづくり協議会を作れないのかということ、作れるということにしておかないといけない。だから、小学校区単位で結成すると規定するのであれば、小学校区の中に町内会が結成されていない地域があることも考えておかなければならない。

そうすると、基礎的コミュニティとは何かということと近隣社会ということになる。町内会、自治会はその近隣社会をまとめてくれている団体。町内会＝基礎的コミュニティとしているのは名張のような定義だが、草津の場合は町内会＝基礎的コミュニティと解釈すると間違い恐れがある。そういう意味で基礎的コミュニティという言葉を使うことは正しいと思うが、そういう空白地域も含めてまちづくり協議会を作れば、町内会結成の機運が高まり、町内会の加入率も高まるという二次効果も期待できる。

ここで言うまちづくり協議会は、認定されたら自治協になるとか市民自治協議会に変わるとか言葉を変えた方がステップアップしたことがわかりやすい。

○D委員

まちづくり協議会はつくることができるのであって、学区・地区によってはつくらないというところが出てきてもやむを得ないことである。構成員については、新しくまちづくり協議会ができるとその地域のエリア内の全住民は自動的に構成員になると考えていただかないといけない。

認定を受ける場合には、透明性が重視されている。自治会であれば住民が任意でつくっている団体だからそこまでは言えないが、まちづくり協議会に関しては透明性が確保できないとまずい。NPO、ボランティア団体等については、まちづくりを一緒にやるのであるから全部入っていただくのが一番良いのではないか。入る入らないは団体の自由だから、うちは入らないというのは構わない。まちづくり協議会で福祉活動をするときには、NPOやボランティア団体の力を借りないといけないときもあるし、地域のまつりの時であれば囲碁や合唱のサークルに入って欲しいということもあるだろうし、まちづくり活動をするのであるから、門戸は開いておいた方が良い。個人情報の件は、特に防災上の問題であ

る。小さい個々の件であれば、民生委員に提供すれば済むが、災害が起こった場合には民生委員単独ではカバーできないので、その時に地域全体をまとめているまちづくり協議会が担うことができれば良い。

○委員長

近江八幡市での話だが、厚生労働省が災害時のために民生委員に要援護者の名簿を渡して欲しいと通知を出したことに對し、個人情報保護審議会に諮問し、出してもよいとの答申を得た。しかし、その場に民生委員の代表がいらっしやって、少ない人でも10人、多い人では3、40人の名簿を持たざるを得ないという現実がわかった。これだけの名簿をもらってもいざ大災害が起こったときに民生委員だけでは対応できない。それで良いのかという話になった。その時に、まちづくり協議会が結成されている地域があり、その役員をされている委員がいらっしやって、そのためにまちづくり協議会を使ったらいいのではないか、まちづくり協議会は、災害時も民生委員の指揮の下に名簿を共有しながら行動すれば良いとおっしゃられ、仕組みが現実的な話になった。

そもそも、なぜ民生委員に名簿を渡すかという、民生委員は特別職の地方公務員であり、守秘義務を課せられることから、個人情報の保護に関して信頼性が高いということがある。まちづくり協議会は、民生委員の指揮監督の下に動いたら良いと言われるが、普段は民生委員の指揮監督の下に動くような組織のルールになっていないので、条例に規定を設けて、認定されたまちづくり協議会には名簿が渡せますよ、というようにしておいたら機能的である。名簿が必要になった際、その都度、個人情報保護審議会に諮問するわけにはいかない。むしろ災害、防災、防犯という面では常日頃からの訓練やネットワーク作りが大事だと思うので、そういう趣旨で中野区なども細かい条例を制定しているのではないかと理解している。

○F委員

地域の人たちが地域のことは行政任せではなく、自分たちでやっていかなければならない、やっていこうという意識をつくるためにまちづくり協議会を設立した。隣近所、地域の人たちが協力することによって災害が減災される。これは阪神淡路大震災や色々な所で証明されている。地域には、町内会に入っていない人もいるし、外国人の方もたくさんいらっしやる。この人たちが外れて良いかといえばそうではない。やっぱりそこに住んでいるからには構成員であり、まちづくり協議会に自動的に入ってもらっている。その人たちにも、他所から来て勝手に住んでいるという意識ではなく、自分たちの住むまちを住みやすいまち安全なまちにしていくという意識を持ってもらいたい。

地域の方には、まちづくり協議会の会員であるという意識を持ってもらう必要があるので、5円でも10円でも自主財源として出してもらいたい。そのことによって、自分はお金を払っているのだからこの事業に参加してまちは自分で作っていくという意識をもってもらいたい。

○委員長

会費の件だが、名張でも会費を取っているところがある。ただし、強制ではない。いわ

ば協賛会費的に篤志で出してくださいというような形である。

構成員については、例えば外国人が多い地域であれば、その外国人を中継してくれるNPO団体、大きな工場がある所は、工場のあるいは企業の代表者が構成員となる。構成員はその地域に住んでいる人全員であるのは当然だが、理事会構成は自由にやれば良い。理事会に関わる関わりたくないというのは地域住民の自由である。ある自治体では、地域活動に協力しないとか参加しないということをもって不利益な扱いをすることは無いという条項をわざわざ入れている所もある。

○H委員

個人情報を提供できるということを入れてあるのはありがたい。今年まちづくり協議会を立ち上げ、防災、防犯に力を入れようということで検討会をしている。

○I委員

サラリーマンがお酒を飲みながら草津はとても住みやすくいいところだから、何も変わらなくていい、このままでいいと話すのを聞いた。地域の会議でいろんな問題があがっていることと、こうした話のギャップがある中で、住民全員がまちづくり協議会の構成員であるということに疑問を感じる方もいらっしゃると思う。

○委員長

協議会の構成員であることを意識しなくても良いと思うし、関心がないという人がいても良い。ただその人たちを見捨てないという行動をしたら良い。関わって会費を払えという方が難しい。

○E委員

どういう個人情報が必要なのかについてきちんと詰めないといけない。まちづくり協議会に対して住民から会費を出すという意見はおもしろいが、今は町内会費から自治連、青少年育成学区民会議、社協などにお金を出している。そういうものに準じて町内会費から出すというのは抵抗がある。個々の所帯からお金をだしてもらうのは難しいのではないかな。

○委員長

学区ごとに個性があり、それぞれ状況が違おうと思うので、学区ごとに認定まちづくり協議会にもっていくシミュレーションを考えておかないといけない。一律に話ができることではない。中心を担っていく団体が、必ずしも自治会、町内会であるというわけではない。地区によってそれぞれ違うので、地区ごとのストーリーを考えていただきたい。

○D委員

構成員は全住民であるので、会費をもらうということは構成員になりますかと聞くことになるのでしない方がいい。お金を払うのが嫌だから会員にならないという人が出てくるが、会員でないといってもデメリットはない。公的団体、地域の組織であるから、災害時の救援など、まちづくり協議会の会員でないといっても救援物資はちゃんと届くわけである。それなら会員になっても問題ないのではないかな。構成員のところは公共的な性格を持っているということでおさえたい。

○委員長

第3章のまちづくり協議会の章については、資料の他市事例では「認定まちづくり協議会」に名前が変わっている。「認定まちづくり協議会」という使い方も可能かと思う。

○事務局

<資料説明 (資料① 第4章基礎的コミュニティ)>

○F委員

基礎的コミュニティを理解するのが難しい。

○委員長

使い分けをしておかないとまずいところがある。説明するときは、概ね自治会、町内会が治めてくれている近隣社会を指すと説明すれば良い。自治会、町内会のことかと解釈されたらそれで結構ですと言えば良いが、自治会、町内会がない所はどうなんだと言われたときには、仮に自治会、町内会があったとしたら治めてくれるような範囲の地域コミュニティを言っていると説明すれば良い。行政の思惑からすれば自治会、町内会であるが、自治会、町内会は任意の団体であり、最高裁によっても加入強制できないという判決が出ているのでまともに謳うことはできない。だから基礎的コミュニティという言葉を各自治体で使っている。

○I委員

基礎的コミュニティへの参加促進の表現がしっくりこない。この部分でみなさんの意見を聞きたい。

○E委員

基礎的コミュニティへの参加促進の2つ目の項はどういうことを言っているのか。責任もってしなさいというようにとれるが、そんなことは言わなくてもいいし、言うべきでもないのではないか。

○B委員

新しく入ってきた者が突然に地域の人と一緒になれと言われてもなりにくいし、自治会、町内会という意識が、外にいる人にまで及びにくいという現状である。

田舎の方での話だが、外国の方がいらっしゃる町内会があり、町内会費の中にお寺費とか神社費などの宗教に絡むものは入れないで欲しいとおっしゃっていたのを思い出した。

○委員長

今の話で、宗教祭神に関する会費は認定まちづくり協議会では支出できない。だからきちんと分けていただかないといけない。神社への奉賛金を出すことができる自治会もあるが、それは昔から氏子ばかりで構成されている自治会である。だから新しく結成された新興住宅団地などでは、神社の氏子会や奉賛会は組織を別にしている。宗教祭神に関して支出することは憲法89条に違反することから禁止されている。

地域の入会財産、総有財産がまちづくり協議会の財産になるのかということ误解する

方がいるが全然違う。入会の里山や漁業権などは別の組合を持たないといけない。組合の財産管理団体が執行部の理事会の中に入っていくことは望ましいが、まちづくり協議会の財産に変わってしまうことは絶対にない。宗教の問題と総有財産について口出しすることはできない。

○D委員

自治会への参加が減っているというのは、その自治会に問題があるというのではなく、情報をちゃんと伝え切れていなくて、自治会のメリットを住民が知らないから入らないのではないか。自治会は、自発的に情報公開、情報発信されていくべきではないか。

○委員長

参加促進の事務局案の2つ目については3人が要らないと言っているが、当局側の見解はいかがか。

○事務局

1つ目の項目で「地域住民は、全員が基礎的コミュニティの活動に参加し、地域の一員としてその責務を果たすことに努めるものとする。」ということで、ここでは基礎的コミュニティに参加してくださいという努力義務にしている。本来は強制したいところだが最高裁の判決で強制はできない。2項では、事情により地域コミュニティに参加できない人がいるということを認めて、参加できない場合は参加しなくてもいいとし、ただし自ら地域社会で生活していくのであるからその自分の果たすべき役割を考えて責任ある行動をしてくださいとしている。どうしても参加できない場合は参加しなくていいが、重要性を認識した上で自分のできる範囲のことをしてくださいという意味で書いている。

○I委員

そう言われると締め付けられた気がする。一見、参加できない人に向けて参加しなくてもいいですよと言っているようでいて、みなさん必ず何らかの形で地域に貢献してくださいと言われたように感じる。第1項の中で「全員が」というのは入れなくてもいいと思う。

○D委員

第1項の「全員が」というのは書くべきではない。法的に問題があるのではないか。第2項については、協働条例で書くべきことではなく、自治体基本条例3条に市民の役割のところと同じようなことが書いてあるのでそれで十分ではないか。

○E委員

「責任ある行動」という言葉はきつい気がする。基本的に条例というのは義務を課し、権力を設定することで、どういうことを書いてあってもいいかなと思うが、そんなにきつく言わなくてもいいと思う。「役割を考え行動するよう努めるものとする」で十分である。

○事務局

第2項については事務局の中でもずいぶん議論があった。基本的に全員が地域コミュニティに入ってくださいというのがあり、次に入らない方については強制加入させられないが、町内会は自分でできる範囲で協力し合っていまちにしていこうというのが基本的な

考え方である。例えば町内会にある街灯や防犯灯の電気代は町内会費からまかなっていたが、町内会に入っていない方の家の前だけ電気をつけないとか溝掃除をしないとか、そういうことを皆さんはしていない。強制はできないが、入らない方にもみんなの助けで地域が良くなっているということを理解いただきたいというのが主旨である。表現の仕方はあるが、基本的な考え方はそういったものであるということをご理解いただきたい。

○委員長

書き方としては、「全員」や「責務」という言葉が将来的に抵抗を生むリスクを感じる。修正提案で山口市の事例が良いのではないかと。

○I委員

なぜここでこだわるかという、この条例は、市民自らがこのまちを良くしたいというモチベーションを上げるためのものなので、ここの文言によって締め付けや上からの押さえつけだと思われたら、この条例の意味がなくなってしまう。今のような思いをどうわかりやすく伝えていくか、締め付けではなくみんなのモチベーションをもう一度掘り起こすための語りかけにしていかないと、一部の方の汗に頼らざるを得ないようなまちづくり協議会になってしまうと危惧する。

○委員長

「全員」という言葉を「一人ひとりが」とか「自らが」に入れ替える。「責務を果たす」という中身を山口市のように「自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てよう努めるものとする。」とする方が柔らかくてスマートである。

○D委員

自治会設置の街灯について、街灯費は周辺環境維持費という名目で全住民から集められて、自治会費は自治会費として集められるところもある。自治会費をはらっていない家の前には街灯をつけないという発想を持った段階で自治会そのものの存在意義がなくなると思う。

○委員長

街灯の問題は象徴的であり、自治会費から払うことが可能である時代が終わりつつある。街灯によって利益を受ける周辺住民から電気代を徴収するのが正しい。団体自治ではなく地域自治、住民自治であるとはっきり提示した方がよい。草津市の自治会はお金を出してとても頑張っている。朝来市では、道路まで地域住民で作っているところがある。市が自分達のために道路を作ってくれるのだから自分達も協力金を出しますと100万円出したりしている。これは今でもルールになっている。住民自治の力は大きなものである。現在でも自分の家の前に道路ができるときには100万円出している。これも自治の力であり、これを潰すのはまずい。

○事務局

2項はどうするのか。

○委員長

こういう強い否定は必要ない。それよりも山口市のような書き方に変えたほうが良い。

○事務局

<資料説明 (資料① 第5章市民公益活動団体)>

○F委員

まちづくり協議会の設立について、地域住民に十分理解いただいているかということも必ずしもそうではない。市がすべきことを地域に押しつけているのではないかとやかましく言う人がいて、全員がまちづくり協議会に賛成しているわけではない。支援のところで「市は必要に応じ活動や情報の提供等の支援を行う」という言葉からは、市は何もしないで、助けてやる、支えてやるという印象を受ける。市が本来やるべきことを地域に押し付けているという受け止め方をされないような表現に変えた方が良い。基礎的コミュニティについても、活動や情報の提供等の支援をする、つまりコミュニティに対して助けてやるからやれというのではなく、協働のまちづくりだから一緒にしましょうという風にしないといけない。

市は支援を行うこととすると、市が上にいるような印象を受ける。

○D委員

協働の中味があまり入ってなくて、前半で支援条例のようなイメージを植えつけるのは良くないので、ここは協働の前提として助成もするなどにした方が良い。

○事務局

協働というのは一緒に汗をかくということで、地縁についてもテーマについても共通である。まちづくり協議会そのものがいろんな協働で成り立っているもので、市民間の民々の協働をどのように入れ込むかも6章以降で協議させていただきたい。

○委員長

全体が明らかになった時点でもう一度順番を考えるとということではいかか。協働に関して6章以降の原案が出てくるので、それを見た上で並べ替えを考える方が良い。

○事務局

事務局としては上から目線ではない。市役所という組織を動かそうとするとこういうことを明記しないと行政は動かない。何も書いてなければ何もできない。だから事務局としてはこういう言葉を入れないといけないと考えていることは理解していただきたい。

○I委員

公益活動とは何かわからないので注釈がいると思う。また、支援というのは市の役割で、「市は必要に応じ市民公益団体に対して活動や情報の提供等を行うものとする」とシンプルに捉えていた。

○委員長

いいことを言っていた。「活動や情報の提供等を行う」それでいい。「支援」を外

してしまえば良い。コミュニティの方も支援を外してしまったら良い。

市民公益活動の定義、市民公益活動団体というのも定義する必要がある。法人認定を受けた団体のみを対象とするのかを聞きたい。法人認定を受けてなくても市民公益活動団体として扱うかどうか。法人でないものも対象とすべきだとは思う。

○事務局

初めの定義の中で、市民公益活動団体のことを書いており、もちろんNPO法人が該当するが、ボーイスカウトやガールスカウト、その他財団など公益活動を行っている任意団体についても市民公益活動団体に入れますということで説明させていただいている。

○委員長

NPO法人だけでなく、社団、財団なども対象となるのは間違いない。問題は任意団体、法人格を持っていない団体をどこまで広げるかという線引きである。

○D委員

まちづくりの提案制度をすでに先行してやっており、団体の要件をそのまま準用して使える。

○委員長

行政が住民に仕事を押し付けているといった話があったが、住民自治を作りましょうといったときに全国どこでも出てくる話である。本当に財政的にしんどくなって先は衰退しかないといった場合には、その通りだから皆さんが支えてくればこの自治体はつぶれるので、地域がしっかりしないといけない。今のうちに手を打つ必要があると説明するのが一般的である。ところが草津はそうではない。だからどう説明するかというと、住民自治がなすべきことをしていない、住民でしかできないことをやっていない、それを団体自治である行政にしなさいということは無駄遣いである、住民でしかできないことを役所ができるはずがない、それを復活してくださいということである。

○F委員

災害時の要援護者支援計画というのも正にそのとおりで役所ではできないことである。地域でしかできない。

○委員長

実際に地域でしかできないことも郡部も都市部もどんどんできなくなっていて双方共に危機を迎えている。郡部においては役所も潰れかかっていると説明し、都市部においては住民自治でないといけないことを復活する必要があるとので今のチャンスにやりましょうと説明する。

3. 閉会